

## 泉佐野市住宅改修支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び同第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給申請に対し、居宅介護支援事業者等（以下「事業者等」という。）が支援を行った場合の経費の助成について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅改修費 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- (2) 被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者
- (3) 理由書 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号に規定する書類をいう。

### (助成対象)

第3条 助成対象は、居宅サービス計画等の作成にあたる介護支援専門員との契約がない被保険者が行う住宅改修に対し、事業者等が理由書を作成した場合の経費とする。

### (理由書の作成)

第4条 理由書の作成ができる者は、住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験がある等、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 作業療法士
- (2) 理学療法士
- (3) 介護支援専門員
- (4) 地域包括支援センターに所属する社会福祉士、保健師若しくは看護師
- (5) 福祉住環境コーディネーターのうち検定試験2級以上の資格を有する者
- (6) 公益社団法人リフォーム・紛争処理支援センターに登録している増改築相談員

### (助成額)

第5条 助成額は、理由書作成1件につき2,000円（消費税を含む）とする。

(請求)

第6条 助成を受けようとするときは、第4条に掲げる者が所属する事業者等が「住宅改修理由書作成にかかる請求書(様式第1号)」に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 請求書は、住宅改修費の事前申請承認月の翌月末日までに提出することとし、やむを得ず、期限内に請求ができなかった場合は、当該年度末までに提出することとする。

(決定)

第7条 市長は前条の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは助成の決定をするものとする。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段によりこの要綱による助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 この要綱による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は制定の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。